

「かごしま黒豚」ブランド戦略策定に係る業務委託企画コンペ実施要領

1 趣旨

この要領は、『「かごしま黒豚」ブランド戦略策定に係る業務』（以下「本業務」という。）において、公募型企画コンペにおいて、委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

「かごしま黒豚」ブランド戦略策定に係る業務

(2) 業務内容

別添「「かごしま黒豚」ブランド戦略策定に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 提案上限額

上限額：16,471,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ この額は事業規模を示すものであり、予定価格を示すものではない。

3 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。

ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
 - カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (6) 都道府県税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治団体，宗教上の組織若しくは団体，その他鹿児島県知事が適当でないと判断する者ではないこと。

4 企画提案内容

(1) 市場調査等

- ア 国内の豚肉市場の現状と見通し，ブランド豚肉流通の動向，「かごしま黒豚」及び県産黒豚に関する調査について，具体的な調査対象及び調査手法を提案すること。
- イ 東京圏における「かごしま黒豚」や県産黒豚の流通動向調査について，具体的な調査対象及び調査手法を提案すること。
- ウ 他ブランド豚で認知度向上による販売価格の向上（高付加価値化）に成功した事例など，かごしま黒豚の高付加価値化に参考となる具体的な事例（少なくとも2例）を提案すること。

(2) マーケティング調査及びテストマーケティング

- ア 「かごしま黒豚」に対する認知度，評価（イメージ）及び購入時のブランド肉の選択基準等の調査について，卸売業者，小売業者，飲食業者，東京圏消費者，県内消費者及び本県を訪れる観光客それぞれに具体的な調査手法を提案すること。
- イ また，「かごしま黒豚」の高付加価値化に訴求効果が期待されるターゲット（消費者層等）の絞り込みや「かごしま黒豚」の強みを生かすツールやPR手法について，具体的に提案すること。
- ウ イを検証するために実施するテストマーケティングの具体的な手法を提案することとし，東京圏及び鹿児島県内で実施すること（最低6回，うち東京圏で2回以上実施する）。なお，実施の際は，県の提案を十分に反映したものとする。

(3) ブランド戦略策定に係る会議の運営

- ア 会議運営を踏まえた本業務の実施体制を提案すること。
- イ 業務スケジュール（想定）を参考に，ブランド戦略の方向性，骨子（案），戦略（案）の検討等が的確に実施でき，議論の進捗やテストマーケティング等の調査結果に応じ，柔軟な対応が取れるスケジュールを提案すること。

(4) ブランド戦略（案）の作成

ブランド戦略（案）については，マーケティング調査及びテストマーケティングを踏まえたものとし，「かごしま黒豚」の高付加価値化に訴求効果が期待されるターゲット（東京圏消費者，県内消費者及び本県を訪れる観光客等）の中でも，例えば性別や年齢，所得など，さらにターゲットを絞り込んだ上で，それぞれの具体的な手法等を複数盛り込んだ提案となっていること。

(5) その他

今回の業務遂行においてアピールできる点等（仕様書（案））に付加して実施可能な企

画の提案を含む。)

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年6月18日(水) |
| (2) 質問書の提出期限 | 6月25日(水) 午後5時必着 |
| (3) 質問書への回答の公表期限 | 7月2日(水) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 7月16日(水) 午後5時必着 |
| (5) 審査(プレゼンテーション) | 7月中旬頃 |
- ※一次審査の実施などにより、開催時期が変更となる場合がある。
- | | |
|----------------|----------|
| (6) 審査結果通知(予定) | 7月30日(水) |
|----------------|----------|

6 質問書

本企画コンペに関して質問があるときは、質問書(様式1)を提出し、回答を求めることができる。

(1) 提出方法

「5 スケジュール」に示している期限までに電子メールにより提出すること。

※ 電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。

(2) 回答

質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

■ 県ホームページ

ホーム > 県政情報 > 入札情報・資格審査 > 入札情報 > 「かごしま黒豚」ブランド戦略策定に係る業務委託企画提案募集について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag07/kagoshima-kurobuta.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提出かがみ(様式2)

イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書(様式3)

※ 鹿児島県の入札参加資格者名簿等に掲載されている法人については、「イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書」の提出は不要とする。

ウ 企画提案書(実施方針、実施手順、企画内容及びスケジュール等を示すこと)

エ 実施体制書(本業務を実施するに当たっての人的体制を示すこと)

オ 費用見積書(積算内訳を具体的に示すこと)

カ 法人の概要書(代表者、所在地、事業内容、役員、過去に実施した同種又は類似の業務実績等を記載すること)

(2) 提出期限

令和7年7月16日(水) 午後5時必着(郵送する場合は、同期限までに必着のこと。)

(3) 提出部数

上記(1)のア, イ	1 部
上記(1)のウ～カ	8 部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

※FAXや電子メールは不可

8 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 提出書類のうちウ～カはA4サイズとし、様式は任意とする。
ただし、カに記載の業務実績については、業務名、業務期間、委託者、業務内容等を記載すること。
- (2) 仕様書の内容以外に、提案上限額を超えない範囲で、本業務の目的を達成するために有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお、追加提案である旨が分かるように作成し、1頁で作成すること。
- (3) 採用された企画提案書の使用権は鹿児島県に帰属する。
- (4) 費用見積書の作成に当たっては、仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえて、業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。
- (5) 企画提案書等の提出は1者1案とする。
- (6) 作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (8) 企画提案書等は返却しない。

9 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

企画審査委員会を開催し、審査の結果、最も内容が優れていると評価された企画提案書等を提出した者を委託候補者とする。なお、必要に応じて書面等による質疑を行う。

(2) 審査項目及び審査内容

別表1のとおり

(3) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

10 契約

- (1) 最委託候補者は、鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 業務内容を修正した場合においても、2(3)に定める額を上限とする。
- (4) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2部作成し、各1部を保有する。

- (5) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

11 失格要領

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 費用見積書記載の金額が提案上限金額を超えた場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等は、提案者に無断で使用しないが、審査に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (2) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象になる。
- (3) 天変地異その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

13 担当部署

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県農政部畜産振興課 担当：幸野，森

電話：099-286-3219 F A X：099-286-5599

E-mail：katiku@pref.kagoshima.lg.jp

別表 1 審査項目及び審査内容

審査項目	審査内容	配点
基本理解	業務の目的及び内容を正しく理解しているか。	30
業務内容	仕様書 5-(1)-ア, イ 市場調査等 豚肉市場の動向調査, 「かごしま黒豚」及び県産黒豚に関する調査について, 具体的な調査対象及び調査・分析手法が提案されているか。	15
	仕様書 5-(1)-ウ 市場調査等 東京圏における「かごしま黒豚」等の販売状況, 販売段階での課題, 東京食肉市場を経由して販売されている「かごしま黒豚」の現況調査について, 具体的な調査対象及び調査・分析手法が提案されているか。 また, 既存取組を踏まえた調査・分析手法が提案されているか。	
	仕様書 5-(1)-エ 市場調査等 他ブランド豚でテストマーケティングやブランド戦略(案)の検討に十分に参考となる先行事例が提案されているか。	
	仕様書 5-(2) マーケティング調査及びテストマーケティング 各調査対象に対して, それぞれ具体的な調査・分析手法が提案されているか。 仕様書 5-(2) マーケティング調査及びテストマーケティング 高付価値化に効果があると期待されるターゲット, 強み, それを生かす有効なツールやPR手法について, 現時点で想定している取組等が具体的に提案されているか。また, 回答数が仕様書と合致しているか。	15
実施計画	仕様書 5-(3) ブランド戦略策定に係る会議の運営 提案されたスケジュールは, 現実的で円滑な業務実施が可能なものとなっており, 検討会の議論の進捗等に対し, 柔軟に対応可能なものとなっているか。	30
	仕様書 5-(4) ブランド戦略(案)の作成 ブランド戦略(案)の作成に必要な知見や人員が確保されていると合理的に認められるものとなっているか。	
実績及び必要経費	業務を十分に遂行するために十分な実績を有しているか。 また, 必要な経費が適正に計上されているか。	5
追加提案	業務の目的を達成する上で有益な追加提案に対する加点。	5
合 計		100